

新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業補助金Q&A

遠隔教育環境整備支援事業・実習時感染予防対策実施支援事業 共通

補助対象機関について

(Q1) 福島県内の医療関係職種の学校・養成所であれば、補助申請ができますか？

A1 本事業では、県内の医療関係職種養成校を対象としており、大学及び高等学校専攻科は対象としておりません。

(Q2) 複数の医療関係職種の養成課程を持つ学校は、養成課程毎の申請ができますか？

A2 複数課程を持つ場合であっても、1校につき1事業での申請となります。

(Q3) 福島県内の医療機関であれば、補助申請ができますか？

A3 令和2年度に県内看護師等養成校の実習施設となっている病院を対象としておりますので、その他の医療機関（診療所、訪問看護ステーション等）は、対象外です。

遠隔教育環境整備支援事業関連

補助対象経費等について

(Q4) どのような設備、機器等が該当になりますか？

A4 対象の養成校や実習病院が、遠隔教育を実施するための環境整備に必要な機械、器具、その他設備等を購入する経費が対象となります。

- 遠隔授業を実施するために使用するシステム・サーバ等の購入費
- 遠隔授業を実施するために使用する設備（カメラ、マイク、ディスプレイ、スピーカー及びこれらの付属品等）
- 情報通信関係設備（ノートPC、タブレット型端末等）（※各養成校10台まで）
- インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWiFiルーター、LTE対応通信機器等）の購入費（※各養成校10台まで）
- インターネット回線に接続し、複数の者が情報端末を介して双方向送受信を行う等遠隔授業の実施にあたり必要となるソフトウェアの購入費

(Q5) 補助対象外経費はどのようなものですか？

- A5 以下の費用は、補助対象外経費となりますので、ご注意ください。
- 運送費、据付等工事費、調整費、保守料、人件費、消耗品に係る経費
 - 職員室・準備室・事務室等に配置し、教職員が（授業以外に）に使用する機械等、遠隔授業に使用しない機器の経費
 - 設備の導入に伴う机・椅子、台等の什器に係る経費

- ソフトウェア等の整備で、設備の購入を伴わないソフトウェアのみの更新費用
コンピューター本体の台数を上回るもの、ソフトウェアに関する書籍やマニュアル等に該当するもの
- 各校10台を超えて整備した情報端末（タブレット等）やモバイルWiFiルーター
- モバイルWiFiルーター等の通信費及びその他遠隔授業に係る通信費

(Q6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、4月以降既に購入整備した機器等は補助対象になりますか？

A6 補助対象経費に含まれる機器であり、かつ、令和2年4月以降に購入整備したものであれば、対象となります。

発注が令和2年4月1日以降であっても、納品が令和3年4月1日以降の場合には、対象外となりますのでご注意ください。

(Q7) 令和3年度から遠隔授業を開始するために行う機器整備等は対象になりますか？

A7 本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、看護学生等の学修環境を緊急的に整備することを目的とした事業であり、令和2年度に全く遠隔授業や指導を実施せず、環境整備のみ行う場合は対象とはなりません。本格運用には時間を要する場合も、令和2年度中に今後に備え遠隔授業・遠隔指導を何かしら実施していただくことが必要です。

(Q8) 補助率等はどのようになりますか？

A8 補助率及び補助上限は、10/10（補助上限1,600千円/養成校、500千円/病院）となります。

(Q9) 補助事業により取得した機器や設備の管理や処分等の規定はありますか？

A9 補助事業により取得した設備には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、一定の処分制限期間が定められていますのでご注意ください。

実習時感染予防対策実施支援事業関連

補助対象経費等について

(Q10) どのような経費が対象になりますか？

A10 養成校や実習病院が、学生の隣地実習を行う（受入する）ために必要となる感染予防対策実施のために必要な資材、消耗品、什器等の購入経費や実習実施のために新たに実施が必要となった検査経費等が対象となります。

(Q11) 補助対象外経費はどのようなものですか？

- A11 以下の費用は、補助対象外経費となりますので、ご注意ください。
- 学内演習や講義を実施する際に使用する資材等の購入経費
 - 次年度の準備資材として購入する感染予防資材の経費
 - 実習で使用しない病棟や場所で使用する感染予防資材等の購入経費
 - 実習実施とは関係のない検査経費

(Q12) 補助事業申請前に購入整備した実習用感染予防資材等に関する経費は補助対象になりますか？

- A12 補助対象経費に含まれる資材であり、かつ、令和2年4月以降の実習実施のために購入整備したものであれば、対象となります。

(Q13) 令和3年度実習の準備のために購入する、感染予防資材等は対象になりますか？

- A13 令和2年度に全く使用せず、次年度の準備として購入整備する場合は、対象とはなりません。なお、令和2年度の使用のために購入して残が生じた衛生資材等については、令和3年度（翌年度）の実習で有効活用ください。

(Q14) 補助率等はどのようにになりますか？

- A14 ○補助率⇒10/10
○補助上限額 ⇒ ・養成校は@6千円×最終学年在籍学生数*で算出された額
・実習病院は、@100千円/病院
*複数課程のある養成校は、各養成課程の最終学年在籍学生数の総数

(Q15) 最終学年の学生が行う実習に必要な感染予防資材のみが対象ですか？

- A15 実習に行くため、実習で使用する資材等であれば、最終学年の実習にのみ限定するものではありません。各学年、各養成課程で予定している実習ができる限り実施できるよう、有効に活用ください。

遠隔教育環境整備支援事業・実習時感染予防対策実施支援事業 共通

補助事業の実施予定について

(Q16) この補助事業は、次年度も継続実施されますか？

- A16 本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、看護学生等の学習環境を緊急的に整備することを目的とした事業であり、その財源も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としていることから、次年度実施を前提としておりません

申請方法について

(Q17) 申請時に提出する書類はどのようなものですか？

A17 申請時は、次の書類をご提出ください。(■は必須、△は該当ある場合のみ)

- 福島県新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業補助金交付申請書(第1号様式)
- 事業計画書(第2号様式)
- 収支予算書(第3号様式)
- 機械、器具及び備品等の設備に係る見積書、領収書等
- 経費見込額(別紙様式第1号)
- △遠隔教育環境整備支援事業に係る計画調書〔養成校〕(別紙様式第2号)
- △遠隔教育環境整備支援事業に係る計画調書〔実習病院〕(別紙様式第3号)
- △設備・装置等の整備内容一覧(別紙様式第4号)
- 振込口座記入票

実績報告について

(Q18) 事業完了後に提出する書類はどのようなものですか？

A18 事業完了後は、次の書類をご提出ください。(■は必須、△は該当ある場合のみ)

- 福島県新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業完了報告書(第6号様式)
 - 福島県新型コロナウイルス感染症対応看護教育等環境整備事業実績報告書(第7号様式)
 - 事業実績書(第8号様式)
 - 収支精算書(第9号様式)
 - 機械、器具及び備品等の整備に係る写真及び納品書、領収書又は支払を証する書類(写)
 - 経費実績額(別紙様式第5号)
- ※申請時に提出した以下の書類に修正がある場合、当該書類
- △遠隔教育環境整備支援事業に係る計画調書〔養成校〕(別紙様式第2号)
 - △遠隔教育環境整備支援事業に係る計画調書〔実習病院〕(別紙様式第3号)
 - △設備・装置等の整備内容一覧(別紙様式第4号)